

[学術論文]

「三宮」概念の変遷と「准三宮」

手 嶋 大 侑

Studies in Humanities and Cultures

No. 23

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 23号
2015年3月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY
NAGOYA JAPAN
MARCH 2015

【學術論文】

「三宮」概念の変遷と「准三宮」

手 嶋 大 侑

要旨 「三宮」は通常、太皇太后・皇太后・皇后の総称とされているが、史料を見ると、太皇太后・皇太后・皇后を指していない事例に多く出会う。この問題を解くために、各時代の史料を検討した結果、「三宮」の語は時代によって概念が変化していたことがわかった。すなわち、藤原威子の立后以前においては「三宮」は「三つの宮」の意で使用されており、「宮」と称されるものは「三宮」に含まれることがあった。そして、威子の立后以降、「三宮」は徐々に「三后」と同意語であるとの認識が浸透していき、十五世紀には完全に定着した。また、「三宮」概念に関連して、「准后」と「准三宮」も考察し、封千戸を与えることは「准后」に付随し、年官年爵は「准三宮」に付随することも指摘した。

キーワード：三宮、三后、准三宮、准后、准三后、年官年爵

はじめに

「三宮」は通常、太皇太后・皇太后・皇后の総称とされ、「三后」と同じ概念として扱われている。辞典類を見てみると、「三宮」と「三后」は同意語であるとの理解のもとに説明がなされている。『古事類苑』帝王部十九、皇后上には、

皇后ヲキサキト云フ、上古ハ天皇ノ御寝ニ侍スルモノヲ、汎クキサキト稱シ、其中ニテ嫡妻一人ノミヲ大后ト云ヒシガ、漢土ノ制ヲ模サレテヨリ、后ノ稱ハ嫡后ニ止マリ、御母ヲ皇太后ト云ヒ、御祖母ヲ太皇太后ト云ヒ、以上之ヲ三后又ハ三宮ト稱ス、(傍線筆者)

とあり、『国史大辞典』^①の「三后」の項目には、「三宮ともいう。太皇太后(宮)・皇太后(宮)・皇后(宮)の総称(傍線筆者)」とあり、『平安時代史事典』^②の「三宮」「准三宮」の項目には、それぞれ「皇后、皇太后、太皇太后」「准三后、准后ともいう。太皇太后・皇太后・皇后の三宮(三后)に准じて、皇族・公卿・僧侶などに年官・年爵・封戸などを賜い、経済的に優遇する法、またはその待遇を受けた者をいうが、次第にその経済的な意義はなくなり、名目的な処遇のみとなった。(傍線筆者)」とある。このように『古事類苑』の時代から「三宮」と「三后」は同意語であるとの理解が一般的であり、以後の辞典類もこの理解のもとに説明がなされていることがわかる。

しかし、六国史・『延喜式』・『類聚三代格』・『小右記』等を見ると、

「三宮」が太皇太后（宮）・皇太后（宮）・皇后（宮）を指していない事例に出会う。では、「三宮」と「三后」は同意語という認識はいつ頃形成されたものだろうか。そして、この概念は歴史上の全ての時代に適用してよい概念であるのだろうか。この疑問を解決するためには現在一般的な認識とされている「三宮」概念に再検討を加える必要がある。そこで各時代の史料を再検討することによって時代毎の「三宮」概念を明らかにし、その変遷をたどっていくことを本稿の課題としたい。なお、本稿末尾に筆者作成の后宮表を載せておいたので、参照されたい。

一、「三后」について

現在「三宮」と「三后」とは同じ概念として認識されているが、どちらが先に太皇太后・皇太后・皇后の総称という概念として使用されたかという点、それは「三后」であった。

「三后」の語は、律令の中に見ることができ、『養老令』儀制令皇后条に、

凡皇后皇太子以下。率土之内。於天皇太上天皇^一上表。同称^二臣妾名^一。〈対揚称^レ名〉皇后皇太子。於太皇太后皇太后^一。率土之内。於^三后皇太子^一上啓。称^二殿下^一。自称皆臣妾。〈対揚称^レ名〉。（傍線筆者）

とある。この「三后」は太皇太后・皇太后・皇后を指している。本

条の大宝令文の推定復元については春名宏昭氏の研究があり、

凡皇太子已下、率土之内、於天皇太上天皇^一上表、皆称^二臣名^一。〈対揚称^レ名〉。皇后已下、率土之内、於天皇太上天皇太皇太后皇太后^一、皆称^二妾名^一。〈対揚称^レ名〉。後宮已下率土婦女、於^三皇后^一、皆称^二妾^一。百官上^二疏於三后^一、称^二殿下^一、自称皆曰^レ臣。百官及百官、於^三皇太子^一、皆称^二殿下^一。〈上啓表同〉。百官自称^レ名。百官自称^レ臣。〈傍線筆者）

と復元している⁽³⁾。『大宝令』の同条は『養老令』よりも唐令に類似していたと指摘されており、対応する唐令は開元七年令・開元二十年令の第三条として復元されている⁽⁴⁾。

諸皇太子已下、率土之内、於^三皇帝^一、皆称^レ臣。皇后已下、率土之内、於^三皇帝太皇太后皇太后^一、皆称^レ妾。六宮已下率土婦人、於^三皇后^一、皆称^レ妾。百官上^二疏於太皇太后皇太后皇后^一、称^二殿下^一、自称皆曰^レ臣。百官及東宮百官、於^三皇太子^一、皆称^二殿下^一。〈上啓表同〉。百官自称^レ名、百官自称^レ臣。〈傍線筆者）

これら二条の傍線部分を比較すると、大宝令の「三后」は唐令の「太皇太后皇太后皇后」と対応している。したがって、大宝令復元条文の「三后」は太皇太后・皇太后・皇后を指すと理解してよい⁽⁵⁾。

次に『令集解』職員令中宮職条の「中宮」⁽⁶⁾の注釈に、
中宮（謂、皇后宮。其太皇太后。皇太后宮亦自中宮也。（中略）
跡云、問。有^三后並存^一者何名乎。答。有^二中宮職之員^一耳。（以下略）（傍線筆者）

とあり、この「三后」も太皇太后・皇太后・皇后を指している。これらの史料から「三后」という語は太皇太后・皇太后・皇后を指す律令用語であったことがわかる。

次に注目したいのが『日本三代実録』貞観十三年（八七一）十月五日条である。これは太皇太后藤原順子の葬儀に、清和天皇が着るべき喪服について博士たちに議論させたという記事だが、その中に「太上皇及三后」「三后及皇太子」「三后皇太子」「三后」の語が登場する。

ここで注目したいのは「三后皇太子」である。「三后皇太子」の語は先に挙げた『養老令』儀制令皇后条にも見ることができ、『養老令』の系譜を引く言い回しであると思われる。したがって、この「三后」は太皇太后・皇太后・皇后を指すと理解できる。

また、『延喜式』卷一、神祇一、四時祭上条⁽⁸⁾と卷四、神祇四、伊勢大神宮条⁽⁹⁾にも「三后皇太子」の語が確認できるが、これらも『養老令』の系譜を引く言い回しであろうから、『延喜式』の「三后」も太皇太后・皇太后・皇后を指すと理解できる。

これらに対し、「三宮」が最も早く登場する史料は次章で述べるように承和六年（八三九）である。それ以前の史料では「三宮」の語を確認することはできなかった。よって、八世紀においては「三宮」の語が使用されていないと判断されよう。

以上のように、太皇太后・皇太后・皇后をまとめて指す際、当初は「三后」の語が使用されていたのである⁽¹⁰⁾。

二、十世紀以前の「三宮」

「三宮」は「三后」に遅れて登場するが、それはどのような概念を持っていたのだろうか。ここでは、十世紀以前の「三宮」が何を指しているのか検討していく。

「三宮」の初見史料は『続日本後紀』承和六年（八三九）八月朔日条で、

左近衛府言。補^二近衛^一事。春宮坊皇后宮中宮舍人。内匠。木工。雅樂寮考人等。並是内考。至^レ有^二才能^一。府自試補。而今兵部省勘送云。大同元年格稱。蔭子孫。式部兵部散位。位子。留省。勳位等之類。聽^二本府試補^一。外考白丁者。勅使覆試。然後補^レ之。件人等非^二格所^レ指。須^レ准^二外考白丁^一。勅使覆試^レ者。其^三宮舍人并雜勳籍人。已預^二内考^一。何准^二白丁^一。又格拳^二大例^一。不^レ勞^二細色^一。而兵部省偏執^二格文^一。還背^二旧貫^一。太政官処分。便^二弓馬者。因^二循旧例^一。本府試^二補之^一。（傍線筆者）

とある。この「三宮」は春宮坊・皇后宮・中宮を指して使用されており⁽¹¹⁾、太皇太后宮・皇太后宮・皇后宮を指していない。この「三宮」は「三后」と違う概念のものとして使用されている。

続いて『続日本後紀』承和十年（八四三）七月十四日条には、
修^二嵯峨太上天皇周忌齋會^一。先^レ是有司奏言。周忌齋日。的在^二七月十五日壬寅^一。伏按^二朝章^一。至^レ行^二凶事^一。三宮本命之日。猶且忌避。而況重^二于太皇太后及聖上御本命^一乎。伏請。齋會之

「三宮」概念の変遷と「准三宮」（手嶋）

四

期。却取二十四日辛丑^一也。有司所^レ奏。僉以為^レ宜。太皇太后亦許^レ之。（以下略）（傍線筆者）

とある。これは嵯峨太上天皇の周忌齋会の日に関する記事で、本来ならば、周忌齋会を七月十五日に行うべきところ、この日が壬寅で、太皇太后橘嘉智子の本命（誕生年の干支）「寅」に当るため、前日に行うことになったという内容である。ここの傍線部分は「凶事を行うときは、三宮の本命に当る日は避けるべきである。まして太皇太后と天皇の本命に当る日は避けるべきことはいない」と解釈することができる。ここから同条の「三宮」が太皇太后を含んでいないことが知られる。

次に、『類聚三代格』巻十五、元慶七年（八八三）十二月九日太政官符には面白い「三宮」が登場する。

太政官符

応^下以^二官田^一給^中三宮^口主戸座等月料^上事

山城国九町四段百十八歩

御^レ宮^レ宮主一人戸座一人合二人料三町百卅九歩

太皇太后^レ宮^レ宮主一人戸座一人合二人料三町百卅九歩

皇太后^レ宮^レ宮主一人戸座一人合二人料三町三段八十歩

右得^二神祇官解^一備。宮主等解備。件月料米准^三諸司要劇^一。以^二

官田^一被^二充給^一者。官依^二解状^一。謹請^二。官裁^一者。大納言正三

位兼行民部卿藤原朝臣冬緒宣。奉^レ勅。依^レ請。

元慶七年十二月九日（傍線筆者）

これは「三宮」に仕える宮主⁽¹⁾一人と戸座⁽²⁾一人に、諸司要劇に准じて月料米のための官田を充給することを定めた太政官符であり、元慶官田のことを述べていると思われる⁽³⁾。ここの「三宮」は御宮・太皇太后宮・皇太后宮を指している。元慶七年十二月には、太皇太后は藤原明子、皇太后は藤原高子であったが、問題は「御宮」である。「御宮」については『漢書』伝五十六、王嘉伝が参考になる。そこには、

（略）貢^二献宗廟^三三宮^一猶不^レ至^レ此（師古曰三宮天子太后皇后也）（以下略）（傍線筆者）

とあり、顔師古はこの「三宮」が天子・太后・皇后を指すと注を附している⁽⁴⁾。これを考慮して「御宮」を考えてみると、これは天皇の宮を指すとする理解が可能となる⁽⁵⁾。すると、ここの「三宮」は天皇の宮・太皇太后宮・皇太后宮を指していることがわかる。また、『漢書』からも明らかのように、中国の「三宮」は太皇太后・皇太后・皇后を指していないことも注意しておきたい。

右の官符に関連したものが『類聚三代格』巻十五、寛平三年（八九一）八月三日太政官符であり、そこには、

太政官符

応^下以^二官田^一給^中中官職宮主并戸座等月料^上事

山城国三町七段二百八十五歩

右得^二神祇官解^一備。宮主等觸稱。件月料米准^三三宮例^一。以^二官田^一

被^二充給^一者。官依^二解状^一。謹請^二。官裁^一者。右大臣宣。奉^レ勅。

依レ請。

寛平三年八月三日(傍線筆者)

とある。これは中宮職に仕える宮主と戸座に、「三宮」の例に准じて月料米のための官田を充給することを定めた太政官符であり、先と同じく元慶官田のことを述べていると思われる⁽¹⁶⁾。中宮職の宮主と戸座にも、元慶七年の先例に倣って充給がなされたと理解されるから、ここの「三宮」は御宮・太皇太后宮・皇太后宮を指すと理解される。以上のように、太皇太后・皇太后・皇后を指さない「三宮」の事例が散見され、「三宮」概念には多様性が見られることがわかる。

次に、『延喜式』卷二十五、主計下の凡勘大帳者条の「其依レ符所レ免為レ符損」の割注に

八位蔭子。四位孫。大舍人。三宮舍人。諸司史生。事業。粟生。歌舞琴鼓吹生。諸司雑部。番上工。左右近衛。兵衛。門部。主政。帳。軍毅。帶刀。帳内資人。神主。祢旨。祝部。陵戸。太宰厨戸。吉野国栖。得度。竝為レ不課。(傍線筆者)。

とあり、これに関連して同卷十八、式部上の凡補諸宮舍人者条に

凡補^三諸宮舍人^一者。中宮入色二百五十人。外位一百人。白丁一百五十人。東宮入色四百人。外位一百人。白丁一百人。齋宮入色。白丁各十人。其外位随^二解闕^一補^レ之。但白丁舍人未^レ敍之前。無^レ故不^レ上之替。聽^レ補^二白丁^一。其敍位之後。依^レ病不^レ上。并遷^二他色^一之替。以^二雜色人^一補^レ之。(傍線筆者)

とある。これは諸宮の舍人を補任する場合、入色・外位・白丁からそ

れぞれ何人とるかを規定したものであるが、ここの「諸宮」は「中宮」「東宮」「齋宮」を含むものと理解される。『延喜式』には三宮の舍人に関係すると思われる記載は右記の二条以外確認できない。この二条が対応しているとするなら、ここの「三宮舍人」の「三宮」は中宮・東宮・齋宮を指す可能性がある⁽¹⁷⁾。

だが、先に述べたように、『続日本後紀』承和六年八月朔日条の「三宮舍人」の「三宮」は春宮坊・皇后宮・中宮を指していた。ここから同じ「三宮舍人」という表現であっても「三宮」の指すものが異なる場合があることが知られる。

さて、年給制度の初見史料として知られる『日本三代実録』貞観七年(八六五)正月二十五日条には、

(略)。謹案。此事格式不^レ載。宣旨非^レ切。徒見^二流例^一。未^レ詳^二本源^一。方今年中所^レ出之欠。始^レ自^二三宮^一。至^二於諸司^一。有^レ勞^レ慮^レ補^レ者居^レ多。常苦^二其不足^一。而親王之數。四十有余。非^レ隔^二數年^一。難^レ可^二周給^一。(以下略)(傍線筆者)

とある⁽¹⁸⁾。ここの傍線部は「三宮」の職員から一般諸司の官人に至るまで、労を重ね任官されるべき者が多いので、常に欠官が少なく困っている⁽¹⁹⁾と解釈できるが、貞観七年正月には、太皇太后(藤原順子)と皇太后(藤原明子)の二后しか在位しておらず、東宮も立っていない⁽²⁰⁾。それゆえ、素直にここの「三宮」が太皇太后・皇太后・皇后を指すと理解することはできない。なお、ここの「三宮」が指す残りの一宮が問題となるが、もしそれが具体的に存在したとしても、

「三宮」概念の変遷と「准三宮」（手嶋）

六

特定することはむずかしいと考える⁽²¹⁾。

次に、『日本三代実録』貞観十三年（八七一）四月十日条には、藤原良房を「三宮」に准じて年官を与えるという記載があり、これが「准三宮」の初例とされている⁽²²⁾。

（略）夫太政大臣。法當^レ食^レ邑三千戸。及隨身兵仗。國有^二成式^一。又准^二三宮^一給^二年官^一。「給」先帝之恩寵也。（中略）宜^下其封戸全食三千^一。以^二内舍人二人。左右近衛左右兵衛各六人^一。爲^中其隨身之兵上。又給^二帶仗資人卅人^一。年官准^二三宮事^一。亦當^レ奉^レ遵^二先帝之遺詔^一。（以下略）（傍線筆者）

「准三宮」は三宮に准ずるの意で、年給制度の分脈では、通常、公卿などを太皇太后・皇太后・皇后に准じて年官・年爵を与えるものとされており⁽²³⁾、この良房の初例も同様に理解されている⁽²⁴⁾。しかし、同条には先帝文徳の遺詔により良房を「三宮」に准じて年官を与えるところがあるが、文徳朝には三后が並立した時期はない（后宮表参照）。では、この「准三宮」の「三宮」とは何を指しているのか。太皇太后・皇太后・皇后なのか。それともそうではないのか。これについては、後年の用例を参照して考えていく必要があるだろう。

以上、十世紀以前の「三宮」を検討してきた⁽²⁵⁾。その結果、十世紀以前において「三宮」と「三后」を同意語とする考え方は当てはまらないことが明らかとなった。つまり、十世紀以前の「三宮」は必ずしも太皇太后・皇太后・皇后を指すとは限らないのである。

また、『日本三代実録』と『延喜式』の編者は明らかに「三后」と

「三宮」を使い分けていた。このことは十世紀以前においては「三宮」と「三后」が違う概念を持っていたことを物語っているだろう。

三、『御堂関白記』の「三宮」と「三后」

次に十一世紀の「三宮」を検討していくが、本稿の課題に適した史料は日記が中心になる。十一世紀のものとしては『小右記』『御堂関白記』『左経記』『権記』『春記』『中右記』があり、これらに影響を与えたものとして実資（小野宮流）の曾祖父忠平の『貞信公記』、道長（御堂流）の祖父師輔の『九曆』がある。これらの日記を調べた結果、総称概念として使用されている「三宮」は『小右記』にのみ確認することができ、その他（『御堂関白記』『左経記』『権記』『春記』『中右記』）では天皇の第三親王を指す語として「※三宮」が使用されている⁽²⁶⁾——この場合は「さんのみや」と読むべきであろう。総称概念としての「三宮」と区別するために、以後、「さんのみや」は「※三宮」と記す——。そこで本稿では『御堂関白記』と『小右記』を取り上げて考察をしていく。

『御堂関白記』の中で「※三宮」の初見は寛弘八年（一〇一一）四月十八日条である。

十八日、辛酉、木定（賀茂祭、）

暁從^レ内若宮・三宮・尚侍同道御^二一条家棧敷室^一、巳午時許上達部等参会、右大臣・内大臣・（中略）・三位中将等、殿上人皆参、

事了参^二太内^一給、右府早退出、内府以下候御供、内府引^三出馬^一一疋^一、彼御前有光朝臣給^レ衣、着^三陣頭^一、自奉^二懷若宮^一、是依^レ夜、中宮大夫奉^二懷三宮^一、尚侍・母^レ同参^二東宮^一、即与^母退^出、(傍線筆者)

これは道長たちが一条家の棧敷で賀茂祭を見学したというものであるが、この「※三宮」は敦良親王を指していると思われる⁽²⁷⁾。敦良親王は後の後朱雀天皇であり、母は道長女の彰子である。また、敦良親王は中宮大夫に抱かれていたとあるが、当時彼は一歳四カ月ほどなので記述の内容と矛盾しない⁽²⁸⁾。

『御堂関白記』には右の事例の他に多くの「※三宮」を確認できる⁽²⁹⁾。一方で、「三宮」の事例は一つも確認することができない。強いて言うなら、「准三宮」のかたちで確認できるだけである⁽³⁰⁾。

しかし、「三后」の語は唯一、寛仁二年(一〇一八)十月二十二日条に見ることができる。同条はかなり長文であるため全文載せることは避けるが、そこには「此間東泉渡殿^{三后}、有^二御対面^一、見者感悦多端、姫宮同御、母^レ・女三位同参候、我心地不^レ覚^レ有^生者^一也。難^レ尽^三言語^一、未曾有事也」とあり、道長の邸宅土御門第で「三后」が対面した際、道長が大変感動したことが書かれている。寛仁二年十月十八日、威子の立后によって道長家から三人の后が出ることになった。太皇太后彰子・皇太后妍子・中宮威子である。一つの家から三人の后が出ることは前例の無いことで、藤原実資も「一家三后事、未曾有而已」⁽³¹⁾と言っているほどである。当然、この「三后」は彰子

・妍子・威子を指す⁽³²⁾。

『御堂関白記』においては、三宮の表記は一貫して「※三宮」(天皇の第三親王)として使用され、太皇太后彰子・皇太后妍子・中宮威子を指す場合は「三后」の語が用いられた。これは文面上の困惑を避けるため、道長が意識的に書き分けたと思われる。ここでは、太皇太后彰子・皇太后妍子・中宮威子⁽³³⁾の総称として「三宮」でなく「三后」の語が用いられたという点に注意しておきたい。

四、『小右記』の「三宮」と「三后」

次は『小右記』を取り上げていくが、同書においても「※三宮」の事例を多く確認することができる。しかし、「三宮」の事例も確認することができ、注が附されている事例もあって、「三宮」が具体的に何を指すのかを知ることができる。

『小右記』長和元年(一〇一一)六月九日条には、

九日、(中略)相府以^二右衛門督^一招^三子於簾外^一、談^三病苦攻^二身命事^一、今日間日頗得^二尋常^一、但病体異^レ例已不^レ可^レ存。至^レ今無^レ所^レ思、命不^レ可^レ惜。三宮御事^(二后・東宮)・男女子等事内、尤所^レ歎只皇太后宮御事而已。(以下略)(傍線筆者)

とあり、「三宮御事」に「二后・東宮」と注が附されている。ここから同条の「三宮」が太皇太后・皇太后・皇后を指すものではないことが明らかである。

ところで、長和元年六月当時は太皇太后（藤原遵子）・皇太后（藤原彰子）・皇后（藤原成子）・中宮（藤原妍子）・東宮（敦成親王）が在位しており、実資の言う「二后」が誰であるのかが問題になる。この「三宮御事」は病に苦しんでいる相府（藤原道長）が実資に語った言葉であり、その会話の内容は「今になって思い残すことは無く命も惜しくはないが、三宮や子や孫たちのこと、特に皇太后宮（彰子）のことが気がかりなだけだ」というものである。この「三宮」は道長の子や孫を指していることとなる。すると、「二后」とは道長の娘の皇太后（藤原彰子）と中宮（藤原妍子）を指していると理解するのが妥当であろう⁽³⁾。また、東宮敦成親王は皇太后彰子の子（道長の孫）なので道長の言葉に矛盾しない。つまり、この「三宮」は皇太后彰子・中宮妍子・東宮敦成親王を指すとの理解が可能になる。続く『小右記』寛仁二年（一〇一八）十一月九日条は注目すべき史料である。

九日、（中略）今日左大将太娘（五）・二娘（三）、於大殿着袴。依「昨大殿御消息」、黄光傾参入、卿相参会。乗燭後依「大殿命」經「寢殿南簀子」向「東対」、南庇上達部座、副「簾立」四尺屏風一（南面高麗端疊上敷、北面敷管円座、対座、依座席狭、）卿相暫着「南廊」、殿上人座「敷」了、随大納言公任卿相催次第着「南庇座」、次居饗饌、（折敷）居汁物了之間大殿、摂政從「西対」被座、大殿着外方召管円座為「摂政着」南面一、次居兩殿饌、大納言公任卿勸盃、大殿受之、次大納言道綱、次摂政、次々如

例、此間三宮（太皇太后・皇太后・中宮）、給着袴兒衣、御使等被物、戊二剋着袴（其処東対）、（以下略）（傍線筆者）
これは左大将藤原教通の長女と次女の着袴に関する記事である。この「三宮」には太皇太后・皇太后・中宮と注が附されている。寛仁二年十一月の太皇太后は彰子、皇太后は妍子、中宮は成子であったので、この「三宮」は彰子・妍子・成子を指している。

また、『小右記』治安三年（一〇二二）九月十二日条（史料A）には、

十二日、（中略）、北方賀料綾掛二重可調奉之由、有「太后令旨」一、亮濟政書之、近来天下人手足難借云々、宰相来、即参卅講、入夜重来云、被「定」北方賀事、三宮有「造仏・写経」、請「僧祿」・「彼御装束・楽人祿等」相分可被「設」、（以下略）（傍線筆者）

とある。同条は道長の嫡妻北方（源倫子）の六十歳の賀の準備に関する記事であるが、この「三宮」が誰を指すのかは、次の『小右記』逸文、治安三年十月十三日条を検討すれば明らかとなる。

十三日、（中略）午時許参「上東門宮」、閔白及諸卿著饗座、①三后御座（太皇太后本自御座、皇太后・中宮今朝行啓、一品宮・尚侍同座云々）、垂「母屋御簾」、懸「兩塚曼荼羅」、其東西方二仏殿安「置仏像」、両界并仏殿前立「三仏供机」、亦立「高座・礼盤等」、六十口僧座「敷庇并東西渡殿」、散花机二脚立「三庭中」、（東西各一脚、置「花管」、）經机上置「法花・寿命経」、大般若経等一、詳見「願文」、於「中門外」發「音楽」、参入、舞人前右近將

曹政方打^レ一進^二庭中^一、舞人・楽人著^二幄座^一（地上造仮屋、大納言宗頼・中納言兼隆・参議経通子息舞人也、相従各令装束、又頼宗・経通兄弟卿相同次追従、皆渡庭中、僧侶参上、（中略）次講師啓白、揚経題名、次御誦経、先内蔵寮、（勅使頭経頼、給祿、）次②三宮、依^二御座無^レ使、東宮、（使亮泰通、給祿、進^二於南階前^一再拜、上達部云、不^レ可^レ進於者、於坤方可拜歟云々、）講説了、行香後賜^二衆僧祿^一、（以下略）（傍線筆者）

これは北方（源倫子）の六十歳の賀に関する記事である。これによると、賀は道長の邸宅の一つである上東門宮で開催され、関白や諸卿、三后等が参加したことがわかる。また、両界曼荼羅、仏像、法華・寿命経、大般若経等も用意され、僧による講説、楽人や舞人による芸能も披露されたようである。ここで傍線①に注目したい。この「三后」が太皇太后彰子・皇太后妍子・中宮威子を指すことは注から明らかであり、傍線①から傍線②の「三宮」も彰子・妍子・威子を指すと判断できる。なお、この「三宮」と「三后」が同一のものを指していることに留意しておきたい。

また、【史料A】によると、賀のために準備されたものは、仏像・御経・僧祿・装束・楽人祿であり、賀当日に使用されたものと一致する。そして太皇太后彰子・皇太后妍子・中宮威子が道長家の一員であることを踏まえると、【史料A】の「三宮」は彰子・妍子・威子を指すと理解できる。

ここまで「三宮」について検討を加えてきたが、『小右記』には

「三后」の語も確認することができる。例えば、寛仁二年（一〇〇一）十月十六日条には、「十六日、乙巳、今日以^二女御藤原威子^一立^二皇后^一之日也、（前太政大臣第三娘、一家三后、未曾有）（傍線筆者）」とあり、この「三后」が彰子・妍子・威子を指していることがわかる⁽³⁵⁾。

ここで他史料に目を転じてみる。『小右記』と同時代の史料に『左経記』があるが、『左経記』では寛仁二年十月二十二日条を初見に彰子・妍子・威子を指す語として「三后」の語が使用されている⁽³⁶⁾。一方で、寛仁二年十二月十六日条と同四年十一月五日条には、それぞれ「大皇太后宮、皇太后、中宮」「太后、皇太后宮、中宮」とあり、「三宮」が使用されていない。『左経記』のこの表記は注意しておく必要がある。

以上のように『小右記』を検討してきた結果、以下のことが指摘できる。第一に長和元年の「三宮」は二后と東宮、すなわち、皇太后彰子・中宮妍子・東宮敦成親王を指して使用されていたことである。第二に、威子の立后以降、「三宮」の語が彰子・妍子・威子を指すものとして使用され始めたということである。また、「三后」の語も彰子・妍子・威子を指すものとして使用されていた点も見逃してはならない。なお、『御堂関白記』『左経記』は彰子・妍子・威子を指す場合「三后」の語のみを使用していたので、彰子・妍子・威子を指す「三宮」の語の使用は『小右記』独自のものであったと思われる。

五、「三宮」と「准三宮」

十一世紀の史料として『御堂関白記』と『小右記』を取り上げて検討してきたが、これら以降の史料において「三宮」の事例はほぼ無いに等しくなり、かわって「准三宮」の語を多く確認できる状況になる。それは三宮と表記して天皇の第三親王を指す認識——つまり「※三宮」——が普及していったことが大きな理由の一つに挙げられるだろうが、もう一つの理由として「准三宮」そのものに関心が集まり始めたことが挙げられる。

「准三宮」とは天皇の勅によって個人を「三宮」に准じた扱いにして年官年爵封戸を与える方法であり、またそのような待遇を受けた人物のことを言うが⁽³⁷⁾、榎山和民氏によると、「准三宮」は十一世紀以降、濫用され始め、その対象となる者は摂関から皇族、後宮、僧等に拡大していった。その上、それは一種の身位をなしており、「准三宮」によって序列が確定した例もあるという⁽³⁸⁾。また、石川和外は、近世において「准三宮」の持つ特権的要素は失われたが、「名目的なもの」以上の意味を有しており、座次に大きな影響を与えたとする指摘をされている⁽³⁹⁾。

右記のような指摘を踏まえると、十一世紀後半以降、「准三宮」が序列を決める要素として認識され始めたために、「三宮」ではなく「准三宮」そのものに社会的関心が移ったのではないだろうか。

以上のように、「※三宮」の普及と「准三宮」への社会的関心の集

中という二つの理由から、十一世紀後半以降の史料で「三宮」は減少していき、「准三宮」が増加したのであろう。そこで、十一世紀後半以降は、「准三宮」に注目して検討を進めていく。

六、「准后」と「准三宮」

「准三宮」と「准三后」の問題を検討する前に、「准后」について検討しておきたい。現在「准后」も「准三宮」と同意語だと理解されている（前提『平安時代史事典』など）が、それは根拠のある説なのだろうか。

『小右記』長和四年（一〇一五）十二月十七日条を見よう。

十七日、癸巳、大納言書状云、昨日左相府以三右衛門督被奉皇后宮一、若儲式事一、亦年中可有中宮女親王准后事云々、
（以下略）（傍線筆者）

この「中宮女親王」とは中宮妍子所生の禎子内親王のことであるが、彼女の「准后」の事が年内に予定されていたことがわかる。次に彼女の「准后」が触れられているのは同年十二月二十七日条である。

（略）今日定案内問遣資平、報云、直物、亦可有准后事一、四條大納言御消息云、可有直物并造宮定云々
（以下略）（傍線筆者）

ここには、今日禎子内親王の「准后」はあるのかという実資の問いに対する四條大納言（藤原公任）の返事が載せられているが、返事の

中で「准后」は触れられていない。しかし、翌日の二十八日条には、

廿八日、甲辰、(中略)、資平云、女三宮(中宮腹、七歳、禎子)給二千戸封、又准三宮年官・年爵宣旨下、左大臣奉_レ之、於陣座奉_二宣旨_一、(以下略)(傍線筆者)

とあり、禎子内親王が「准三宮」の宣旨を受け、年官年爵を与えられたことがわかる。これら二条から、二十七日に「准后」があり、二十八日に「准三宮」があつたと私は考える。また、二十八日条には、「給千戸封」と「准三宮年官・年爵宣旨」の間に「又」とあつて二つのことを分けて記述している。通常、「准三宮」を受けた者は年官年爵封戸を与えられるとされているが、それらを一括して捉える理解は妥当なのだろうか。そこで次の史料に注目したい。

『勸仲記』弘安七年(二二八四)二月二十八日条には、

(略)、親王封戸本数不_レ審候、本封之外、准后之時加_二千戸_一之由、宣下_レ之、(中略)且自_二御文庫_一被_レ取_二出令_一、即可_二引見_一之由有_二御定_一、仍引_二見禄令_一之处、食封者一品八百戸、二品六百戸、三品四百戸、四品三百戸、内親王減半者、如_レ此有_二所見_一、准后宣下之後可_レ加_二千戸_一歟、(以下略)(傍線筆者)

とあり、「准后」の時に封戸千戸が加えられるとある。

また、『中右記』長治二年(一一〇五)十一月七日条には次の祐子内親王薨伝が載せられている。

申刻許無品祐子内親王薨給、(卅、号_二高倉一宮_一)、御年六十八、内親王者朱雀院第三女、母中宮姫子、故宇治殿養子也、実式部卿

敦康親王女也、長曆二年四月廿一日誕生、即為_二内親王_一、長久元年十一月廿三日着袴、此日准后、封千戸、延久年中為_レ尼、今日遂薨_二于土御門高倉亭_一、(傍線筆者)

ここでも、長久元年(一一〇四)十一月廿三日に祐子内親王の着袴が行なわれ、その日に「准后」を受け、封千戸が与えられたとある。

そこで『春記』長久元年十一月二十三日条を見ると、

廿三日、甲戌、天晴、今日故中宮第一女宮着袴日也、(中略)勅命云、祐子内親王可_レ下_二准后宣旨_一之由、可_レ仰_二内大臣_一者、予返奏云、准后非_レ指_レ号、只本封外加_二若干戸封_一、任賜爵_一可_レ准_二三宮_一之由可_レ被_二仰下_一歟、(中略)関白命云、准后之慶賀可_レ奏_一此由者、予即参_二御前_一奏云、内親王蒙_二准后宣旨_一、為_レ賀_二其事_一、(以下略)(傍線筆者)

とある。傍線部によると「准后」は「号」ではなく、本封とは別に千戸を加えるもの、「准三宮」は年官年爵を与えるもの、と両者を別々の事と理解している。なお、同条には後日の話として「先日主上密被_レ仰云、准后事忽不_レ可_レ然也、給_二千戸封_一之人々、當時有_二其員_一、加又有_二齋宮齋院事_一、仍更不_レ可_二思立_一、然而関白懇切奏_レ此事、仍難_レ止也云々(傍線筆者)」とあり、「准后」には定員があつて、齋宮齋院とも関係していたらしい(10)。

右のような理解に立てば、次の『百鍊抄』延応元年(二二三九)七月二十七日条の記述も問題無く理解できる。

廿七日甲午。今日、准后辞_二封戸_一。被_レ讓_二申仁和寺阿闍梨法助

「三宮」概念の変遷と「准三宮」（手嶋）

一。即被_レ下_二勅書_一了。（傍線筆者）

これは「准后」藤原掬子が息子の法助に封戸を譲ったという内容であるが、櫻山氏は、この時法助が年官年爵を受けたかは明らかではない、極めて特異な事例だとして疑問を示している⁽⁴¹⁾。しかし、この掬子については「准后」とあって、封戸についてののみ話題としていたと理解すれば、この記述に問題は無くなる⁽⁴²⁾。

以上のように「准后」と「准三宮」は同意ではなく、それぞれ別の意である可能性がある。「准后」は后に准じて封戸千戸を本封とは別に与えることを意味し、「准三宮」は三宮に准じて年官年爵を与えることを意味しているように思われる。「准后」に関して詳しくは別稿に譲るが、ここでは「准后」と「准三宮」は別々の概念として理解すべきということを指摘しておきたい。

七、「准三宮」と「准三后」の混用

かなり時代は下るが、十五世紀に入ると「准三宮」の語と「准三后」の語が混用されている事例が確認できる⁽⁴³⁾。『建内記』正長元年（一四二八）正月十三日条には、

（略）後聞、今日有_レ被_レ加_二御名字_一事上、是若仏事廻向疏之類歟、可_レ尋、准_三宮義円_ト口_二口_一給云々、今夕以_二妙法院法印賢長_一自_三三宝院僧正_二相談_一云、御名字事、（中略）、仍今日被_レ載_二御法名_一了、而准_三后義円_ト被_レ載_レ之、准_三后_ハ依_二法中之口_一口_一徳_一

以前有、（以下略）（傍線筆者）

とあり、「准三宮義円」・「准三后義円」から明らかのように、「准三宮」と「准三后」の語が混用されていることがわかる。さらに同嘉吉元年（一四四一）八月三十日条には、

（略）

准后 宣下略次第

諸卿参着_二仗座_一、

先藏人仰_レ詞、

前大僧正法印大和尚位義承可_レ准_三后_一、勅書令_レ作_レヨ、

次上卿移着_二端座_一、

次仰官人令_二敷_レ賦_一、

次令官人召_二内記_一、仰_二勅書草事_一、（其詞、前大僧正法印大和

尚位義承可_レ准_三宮_一、勅書令_二草進_一、）

次内記持_二参_レ勅書草_一、（入管、）

（以下略）（傍線筆者）

とあって、傍線部分を比較してみると、「三后」と「三宮」の語以外は全て一致していることがわかる。ここから「三宮」と「三后」の語が同一の意として使用されていることがわかる。

『建内記』の事例は「三宮」と「三后」が同意語として認識されていたことを物語っている。したがって、現在の「三宮」概念——太皇太后・皇太后・皇后を指すもの——は十五世紀には成立していたと見てよいだろう。

むすび

本稿はすべての時代において「三宮」は太皇太后・皇太后・皇后を指す語であるのだろうか、という疑問から出発したものであった。そしてその疑問を解消するために各時代の「三宮」が何を指しているのかを検討し、時代ごとの「三宮」が持つ概念を明らかにしてきた。

十世紀以前において「三宮」は文字通り「三つの宮」の意で使用されてきた。そのため「三宮」は太皇太后、皇太后、皇后、中宮（后位は皇太夫人）、東宮、御宮、齋宮などを指し示しており、多様な「宮」が「三宮」と称された。

十一世紀に入ると「三宮」概念に変化が現れた。それが初めて見られるのは『小右記』であるが、『小右記』もある時期までは「三つの宮」の意で「三宮」を使用していた。ところが、寛仁二年十月の威子立后を境にして「三宮」概念に変化が生じた。威子の立后によって道家から彰子・妍子・威子という三人の后が出ることとなったため、「三宮」は彰子・妍子・威子を指す語として使われ始めたのである。同時に彰子・妍子・威子を指すものとして「三后」の語も使用されていた。それ故、「彰子・妍子・威子」＝「三宮」＝「三后」という構造が形成されたが、それは『小右記』の中で用いられた言葉つかいであったと思われる。しかし、「三宮」と「三后」を同意語として使用していたのが『小右記』であったことが重要である。

現在、『小右記』の写本は多く残っている⁽⁴⁶⁾。これに関して、三

橋正氏は「大量の写本が遺されていることから、『小右記』が貴族社会で重用されてきた歴史を知ることができる」と述べられている⁽⁴⁶⁾。このように、有識故実に精通していた実資であったので、彼の著は後世において参考にされる機会が多かった。その際、実資が「三宮」と「三后」を同意語として使用していたために「三宮」と「三后」は同じものを指すとの認識が徐々に広まっていったと思われる。実資は「三宮」も「三后」も彰子・妍子・威子を指す語として使用していたが、もともと「三后」は太皇太后・皇太后・皇后の総称であった。ここから「三宮」は「太皇太后・皇太后・皇后」を指す語という概念が次第に定着していき、十五世紀には、ほぼ完全に定着したものと判断できる。

このように「三宮」概念の変遷を筆者なりに追ってみたが、その画期はやはり彰子・妍子・威子三后の並立時期となる。そして、全時代に亘って「三宮」と「三后」とを同一語として理解する認識は改めるべきである。

現在、「准三宮」の初例は貞観十三年の藤原良房の例だとされており、良房が准じられた「三宮」は太皇太后・皇太后・皇后だと理解されている。しかし、本稿で明らかにしたように十世紀以前の「三宮」は「三つの宮」の意であって「三后」ではなかった。また、文徳朝には太皇太后・皇太后・皇后は並立していなかったため、良房が准じられた「三宮」を太皇太后・皇太后・皇后を指すと理解できるのかどうかも再考する必要がある。さらに、「准三宮」によって受ける特権は

これまで年官年爵封戸と理解されてきたが、封戸は「准后」に付随するものであり、「准三宮」に付随するものは年官年爵のみだと考えられる。

最後に、年給の展開は「准三宮」と大きく関係している⁽⁴⁶⁾。以前、私は年給発生に私見を述べたが⁽⁴⁷⁾、今後は本稿で明らかにしたこと踏まえて「准三宮」と年給制度の変容についてさらに研究を進めたい。

[注]

(1) 『国史大辞典』吉川弘文館、一九九九

(2) 『平安時代史事典』角川書店、一九九九

(3) 春名宏昭「太上天皇制の成立」『史学雑誌』九九、二、一九九〇。ここでは春名氏の復元に従う。なお、『大宝令』同条の復元は林紀昭氏も行っている。林氏の復元案も掲載しておく（林紀昭「律令皇太子制の一考察」『難波宮址の研究』第七論考篇所収、大阪市文化財協会、一九八一）。

凡皇后皇太子以下、率土之内、於天皇太上天皇上表、同稱臣妾名（対揚稱名）。皇后皇太子於太皇太后皇太后、皆稱臣妾。率土婦女、於三后、皆稱妾。百官上疏於三后、稱殿下、自稱皆曰臣。百官及東宮官、於皇太子、皆稱殿下（上啓表同）。百官自稱名、宮官自稱臣（対揚稱名）。

なお、両氏の推定復元は古記を根拠にされている。両氏は古記から

「率土之内」「上表」「臣名」「対揚」「妾名」「婦女」「上疏」「自称」「臣」「上啓表同」「自称名」「宮官自称臣」を復元している。他の参考文献として仁井田陞『唐令拾遺補』東京大学出版会、一九九七がある。

(4) 同条の復元は仁井田陞氏によって行われている。復元根拠の史料は『唐会要』卷二六、牋表例・『開元礼』卷三、序例下雜制・『唐六典』卷四、礼部郎中員外郎条・『唐律疏議』進律疏表註・『五代会要』卷四、牋表例・『石林燕語』卷二である（仁井田陞『唐令拾遺』東京大学出版会、一九三三）。

(5) 春名・林両氏とも大宝令文の「三后」に復元根拠を示しておらず、大宝令文に「三后」の語が確実に存在したかどうかについては未確定の部分がある（両氏が大宝令文に「三后」の語を復元したのは、養老令に「三后」の語が存在したからである）。これについては、今後さらに考えてみたい。

(6) 「三宮」には「中宮」が含まれる場合があるが、その「中宮」概念もまた時代によって変化している。「中宮」概念の変遷に関しては橋本義彦氏の研究に詳しい。橋本氏によれば、「中宮」は律令に規定されており、その第一義は「太皇太后・皇太后・皇后の居処の称」で、第二義は「太皇太后・皇太后・皇后を指す称」であった。しかし、令の規定は実際には守られておらず、実態は令意と乖離していた。実態としては、聖武天皇の生母藤原宮子に中宮職が附されてから醍醐天皇の皇后に藤原穩子が立てられるまでは、天皇の母「皇太夫人」に中宮職が附され、「皇太夫人」が「中宮」と称されていた。醍醐朝になり藤原穩子が立后すると、

穩子に中宮職が附された。その後、穩子は皇太后・太皇太后に昇るが一貫して中宮職が附され「中宮」と称されていた。ここに初めて令意が現実になった。しかし、冷泉天皇の皇后昌子内親王が皇太后に昇ると、彼女に皇太后官職が附され、一后一職司制が復活した。これ以降、中宮職は皇后専属職司となり、「中宮」は皇后の別称となった。ところが、一条天皇朝に皇后が並立することとなり——藤原定子と藤原彰子——、その際、定子に皇后官職を附し、彰子に中宮職を附した。ここに「中宮」は皇后の別称ではなくなり、中宮職を附された皇后の称になったという。このように「中宮」は時代によって指す人を変えてきたが、注意しなければいけないのが「中宮の后位を指す正式の称谓は皇后である」ということであるという。この橋本説は現在の共通理解であると言ってよいだろう（橋本義彦「中宮の意義と沿革」『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六）。

- (7) 「右神祇官所_レ祭幣帛。一依_二前件_一。具_レ数申_レ官。三后。皇太子御巫祭神各八座。並奠_二幣案上_一。但臨時加減。（傍線筆者）」とある。
- (8) 「凡王臣以下。不_レ得_二輒供_二大神幣帛_一。其三后皇太子若有_二応_レ供者_一。臨時奏聞。（傍線筆者）」とある。
- (9) 諸橋轍次『大漢和辞典』『三后』の説明の二つ目に「三人の皇后」が挙げられている。この用例は『小右記』寛弘八年（一〇一一）十二月二十二日条・『中右記』嘉承二年（一一〇七）十二月一日条に見ることができ、この用例はかなり稀であったと思われる。
- (10) 承和六年時には皇后・中宮は存在していない。存在しているのは、太皇

太后（橋嘉智子）・皇太后（正子内親王）・春宮（恒貞親王）である。同条の「三宮」は実態に即していない点に注意したい。

(11) 神祇官の職員で、宮中の神事を掌るもの。天皇の御卜に奉仕するものを、特に大宮主、又は内宮主という（諸橋轍次『大漢和辞典』大修館書店）。

(12) 天皇・皇后・斎宮に供奉する神職（『日本史広辞典』山川出版社、一九九七）。

(13) 早川庄八「律令財政の構造とその変質」『日本古代の財政制度』名著刊行会、二〇〇〇）

(14) 師古注については吉川忠夫「顔師古の『漢書』注」『六朝精神史研究』同朋舎出版、一九八四）・池田昌広「唐代における『漢書』顔師古本の普及について——『史記索隱』『史記正義』を例にして——」（『京都産業大学論集 人文科学系列』四六、二〇一三）・同「古記」所引『漢書』顔師古注について」（『京都産業大学論集 人文科学系列』四七、二〇一四）・同「吉備真備の『漢書』将来をめぐって」（『京都産業大学文化研究所紀要』一九、二〇一四）に詳しい。

(15) 「御宮」が天皇の宮を指すことは列記の順番から考えても妥当である。元慶七年当時、陽成天皇は常寧殿に住んでいた（『日本三代実録』元慶四年十二月五日条）。

(16) 早川庄八前掲注（13）論文

(17) 三善清行の意見封事十二箇条の第九条「請置諸国勘籍人定数事」にも「三宮舍人」とあるが、同意見封事が式を参考にしていたことは「具在式条」という文言からわかるので、十二箇条の「三宮舍人」の「三宮」

「三宮」概念の変遷と「准三宮」（手嶋）

一六

は中宮・東宮・斎宮を指す可能性がある。また、意見封事十二箇条については、史料批判を含めて検討する必要があるため、注で紹介するに留める。

(18) 同条の内容については時野谷滋氏の研究（「年給制度の研究」『律令封祿制度史の研究』吉川弘文館、一九七七）や尾上陽介の研究（「年爵制度の変遷とその本質」『東京大学史料編纂所研究紀要』四、一九九四）に詳しい。

(19) 尾上陽介氏の解釈を参考にした（尾上陽介前掲注（18）論文）。

(20) 貞観七年時、順子と明子の他に后位にあつて存命している人物に正子内親王がいる。しかし、彼女は文徳天皇即位の際、太皇太后宮を贈られるが「遂不肯当」として太皇太后宮の尊称を受けなかったらしい（『日本三代実録』元慶三年三月二十三日条）。須田春子氏は、正子内親王は太皇太后宮の尊称を固辞したまま、職官を置かなかつたのではないかと、としている（須田春子『平安時代後宮及び女司の研究』千代田書房、一九八二）。この意見に従いたい。

(21) 残りの一宮をめぐっては天皇の宮（御宮）かもしれないし、斎宮かもしれないが情報が無いために断言することはできない。なお、当時清和天皇は母である皇太后明子と東宮で同居していたことが指摘されている。天皇は東宮内殿を、明子は東宮北殿をそれぞれ居処にしていた（東海林亜矢子「母後の内裏居住と王権」『お茶の水史学』四八、二〇〇四）。

(22) 「准三宮」に関する研究としては、櫻山和民氏「准三宮について——その沿革を中心として——」『書陵部紀要』三六、一九八五・石川和外

「近世准三后考」『日本歴史』六二五、二〇〇〇）がある。

(23) 注（2）参照、櫻山和民前掲注（22）論文

(24) 良房の場合、年爵は与えられていない（時野谷滋前掲注（18）論文）。

(25) なお、『本朝文粹』巻四、表下に収められている「為入道前太政大臣辞職・封戸准三宮第二表」に「内主三宮」の語があるが、この辞表については『日本紀略』正暦元年（九九〇）五月条の兼家准三宮をめぐる一連の記事との事実関係を考察する余地がある。また、『権記』長保元年（九九九）十二月五日条に「先例三宮暫住他家之時、臨時加賞家主」とあり、この「三宮」が何を指すのかは、「臨時加賞」の先例を調べる必要があるため、本稿では紹介するに留める。

(26) 『九曆』（『九条殿御記』の東宮大饗条の「三宮」は「二宮」の誤写と考えられる。『中右記』には全部で四例の三宮表記がある（「准三宮」は含まない）。その内、三例は「※三宮」であるが、一例のみ「三宮」か「※三宮」か判断できないものがある（嘉保元年（一〇九四）正月七日条）。これについては今後考えていきたい。また、『小右記』にも「※三宮」は確認できる。

(27) 倉本一宏氏（『御堂関白記』中）講談社、二〇〇九）と大日本古記録『御堂関白記』の校訂者も共に同条の「三宮」は敦良親王としている。『御堂関白記』については、倉本一宏『藤原道長「御堂関白記」を読む』（講談社、二〇一三）を参照した。

(28) 『御堂関白記』寛弘六年（一〇〇九）十一月二十五日条が中宮彰子の敦良親王出産記事である。

- (29) 寛弘八年十二月四日、二十八日条・長和元年(二〇二二)十二月十一日条・同二年三月二十三日条・同年四月十九日、二十四日条・同年六月三日条・同年十月八日条・同四年十一月九日、十三日、二十八日条・同年十二月四日条・同五年三月十五日条・同年四月二十一日、二十四日条・寛仁元年(二〇一七)四月十七日条・同年八月九日条(倉本一宏前掲注(27)・同『御堂関白記』下)講談社、二〇〇九。
- (30) 寛弘四年(二〇〇七)正月二十日条・同年三月十七日条・長和五年(二〇一六)六月十日条
- (31) 『小右記』寛仁二年(二〇一八)十月七日条
- (32) 倉本一宏氏も同条の「三后」は彰子・妍子・威子としている(『御堂関白記』下)講談社、二〇〇九。
- (33) 中宮威子の后位は皇后である(橋本義彦前掲注(6)論文)。
- (34) 松原輝美「小右記訓読稿 第五編(二)」(『高松大学紀要』三四、二〇〇〇)と大日本古記録『小右記』の編者も、同条の「二后」は藤原彰子と藤原妍子としている。
- (35) 『小右記』逸文、寛仁四年(二〇二〇)三月二十二日条の「三后」も彰子・妍子・威子を指すと思われる。
- (36) その他に寛仁四年三月二十二日条、治安二年七月十四日条・万寿二年正月八日条がある。
- (37) 前掲注(2)・樫山和民前掲注(22)論文
- (38) 樫山和民前掲注(22)論文
- (39) 石川和外前掲注(22)論文

- (40) 樫山氏は皇族准后の例には、斎宮齋院と関係するものが多いと注目しているが、宣下の基準は不明とされている(樫山和民前掲注(22)論文)。
- (41) 樫山和民前掲注(22)論文
- (42) 『百鍊抄』貞永元年(一一三三)十二月二十七日条に掄子が「准三宮」を受けたとあるが、『百鍊抄』の編者が「准后」と「准三宮」を混同していた可能性があるため、これに関しては、なお考える必要がある。
- (43) 『中右記』大治二年(一一二七)四月六日条に「准三后」が確認できる。
- (44) 『小右記』の写本については桃裕行氏による研究がある。それによれば、前田本三十二巻・九条本十一巻(以上、平安時代の古写本)・前田本五巻・伏見宮本三十二巻・宮内庁書陵部旧柳原本一卷(以上、鎌倉時代の古写本)。その他に九条十一冊本・東山御文庫六十四冊本・同六冊本・内閣文庫六十一冊本・昌平坂学問所七十五冊本がある(桃裕行「小右記」(『古記録の研究(上)』思文閣出版、一九八八)。
- (45) 三橋正「平安時代の古記録と『小右記』長元四年条」(『明星大学研究紀要 日本文化学部・言語文化学科』十六、二〇〇八)
- (46) 時野谷滋前掲注(18)論文・尾上陽介前掲注(18)論文
- (47) 拙稿「年官制度発生に関する一考察——貞観十三年藤原良房第二抗表をめぐって——」(名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』二二、二〇一四)

后宮表

・本表は高野新笠から藤原威子までを対象として著者が作成したものである。

・呼称と后位が一致しない場合は括弧内に后位を記した。

・括弧内の数字は月日を表している。

・◆は没を示している。
 ・皇后表 (『日本史必携』吉川弘文館、二〇〇六) を参照した。
 ※1 正子内親王の崩伝によると、彼女は太皇太后宮の尊称を受けなかった (須田春子『平安時代後宮及び女司の研究』千代田書房、一九八二)。

※2 皇后威子は出家後も「皇后宮」と称されていた。

西暦	太皇太后	皇太后	皇后	中宮
781				高野新笠 (4・15皇 太夫人)
782				↓
783			藤原乙牟 漏(4・18)	↓
784			↓	↓
785			↓	↓
786			↓	↓
787			↓	↓
788			↓	↓
789			↓	◆(12・28)
790			◆(閏3・10)	
791				
(中略)				
814				
815			橋嘉智子 (7・13)	
816			↓	
817			↓	

818			↓	
819			↓	
820			↓	
821			↓	
822			↓	
823		橋嘉智子 (4・23)		
824		↓		
825		↓		
826		↓		
827		↓	正子内親 王(2・27)	
828		↓	↓	
829		↓	↓	
830		↓	↓	
831		↓	↓	
832		↓	↓	
833	橋嘉智子 (3・2)	正子内親 王(3・2)		
834	↓	↓		
835	↓	↓		

836	↓	↓		
837	↓	↓		
838	↓	↓		
839	↓	↓		
840	↓	↓		
841	↓	↓		
842	↓	↓		
843	↓	↓		
844	↓	↓		
845	↓	↓		
846	↓	↓		
847	↓	↓		
848	↓	↓		
849	↓	↓		
850	◆(5・4)	↓		藤原順子 (4・17皇 太夫人)
851	↓	↓		↓
852	↓	↓		↓
853	↓	↓		↓
854		※1		↓

855				↑
856				↑
857			↑	
858		藤原順子 (4・26)	藤原明子 (11・7皇 太夫人)	
859		↑	↑	
860		↑	↑	
861		↑	↑	
862		↑	↑	
863		↑	↑	
864		藤原順子 (1・7)	藤原明子 (1・7)	
865		↑	↑	
866		↑	↑	
867		↑	↑	
868		↑	↑	
869		↑	↑	
870		↑	↑	
871		◆(9・28)	↑	
872			↑	
873			↑	
874			↑	
875			↑	
876			↑	
877			藤原高子 (1・3皇太 夫人)	
878			↑	
879			↑	

880		↑		↑
881		↑		↑
882		藤原明子 (1・7)	藤原高子 (1・7)	
883		↑	↑	
884		↑	↑	
885		↑	↑	
886		↑	↑	
887		↑	↑	班子女王 (11・17 皇太夫人)
888		↑	↑	↑
889		↑	↑	↑
890		↑	↑	↑
891		↑	↑	↑
892		↑	↑	↑
893		↑	↑	↑
894		↑	↑	↑
895		↑	↑	↑
896		↑	藤后(9・ 22)	↑
897		↑	班子女王 (7・26)	藤原温子 (7・26皇 太夫人)
898		↑	↑	↑
899		↑	↑	↑
900		◆(5・23)	◆(4・1)	↑
901				↑
902				↑
903				↑

904				↑
905				↑
906				↑
907				◆(6・8)
908				
909				
910				
911				
912				
913				
914				
915				
916				
917				
918				
919				
920				
921				
922				
923				藤原穩子 (4・26皇 后)
924				↑
925				↑
926				↑
927				↑
928				↑
929				↑
930				↑

931				藤原穩子 (11・28 皇太后)				
932				↓				
933				↓				
934				↓				
935				↓				
936				↓				
937				↓				
938				↓				
939				↓				
940				↓				
941				↓				
942				↓				
943				↓				
944				↓				
945				↓				
946				藤原穩子 (4・26太 皇太后)				
947				↓				
948				↓				
949				↓				
950				↓				
951				↓				
952				↓				
953				↓				
954				↓				
955				◆(1・4)				
956								
957								
958								
959								
960								
961								
962								
963								
964								
965								
966								
967								
968								
969								
970								
971								
972								
973				昌子内親 王(7・1)				
974				↓				
975				↓				
976				↓				
977				↓				
978				↓				
979				↓				
980								
981				↓				
982				↓				
983				↓				
984				↓				
985				↓				
986				昌子内親 王(7・5)	藤原詮子 (7・5)			
987				↓	↓			
988				↓	↓			
989				↓	↓			
990				↓	↓	藤原連子 (10・5)	藤原定子 (10・5皇 后)	
991				↓	藤原(東三 条院(二))	↓	↓	
992				↓		↓	↓	
993				↓		↓	↓	
994				↓		↓	↓	
995				↓		↓	↓	
996				↓		↓	↓	
997				↓		↓	↓	
998				↓		↓	↓	
999				◆(12・ 1)		↓	↓	
1000					藤原連子 (2・25)	藤原定子 (2・25)× (12・16)	藤原彰子 (2・25皇 后)	
1001				↓	↓		↓	

1002		↓		↓
1003		↓		↓
1004		↓		↓
1005		↓		↓
1006		↓		↓
1007		↓		↓
1008		↓		↓
1009		↓		↓
1010		↓		↓
1011		↓		↓
1012	藤原遮子 (2・14)	藤原彰子 (2・14)	藤原城子 (4・27)	藤原妍子 (2・14皇 后)
1013	↓	↓	↓	↓

1014	↓	↓	↓	↓
1015	↓	↓	↓	↓
1016	↓	↓	↓	↓
1017	◆(6・1)	↓	↓	↓
1018	藤原彰子 (1・7)	藤原妍子 (10・16)	↓	藤原威子 (10・16 皇后)
1019	↓	↓	出家※2	↓
1020	↓	↓	↓	↓
1021	↓	↓	↓	↓
1022	↓	↓	↓	↓
1023	↓	↓	↓	↓
1024	↓	↓	↓	↓
1025	↓	↓	◆(3・25)	↓

1026	出家(上 院) (二)	↓		↓
1027		◆(9・14)		↓
1028				↓
1029				↓
1030				↓
1031				↓
1032				↓
1033				↓
1034				↓
1035				↓
1036				◆(9・6)